

民族衛生研究會の精神薄弱者家族調査 及優良家系調査

民族衛生研究會に於ては優生問題の研究及適切なる優生政策樹立の基礎資料として精神薄弱者家族調査及優良家系調査を行つた。其の要綱を掲げれば左の如くである。

(一) 精神薄弱者家族調査要綱

一、調査の趣旨

本調査は精神薄弱者にして結婚生活を営みつゝあるもの、其の配偶者並に近親者の精神状態、社會的適應性、犯罪、並に反社會性殊に其の夫婦に就て結婚後の経過期間、其他妊産兒數等に付いて調査し之れに依りて精神薄弱者の遺傳關係並に生活力、生殖力等を知り以て優生制度の基礎的資料とせんとす。

二、調査の對象

精神薄弱者收容所及び補助學級の兒童の家族中兩親に精神薄弱者のあるものを撰び其の適當なるものに付いて前項に掲げたる各種の項目を調査す。

右要綱に依り今回は取り敢へず東京市内外の精神薄弱者收容所及び東京市補助學級の兒童の家族中前者を五〇家族、後者を五〇家族計一〇〇家族に付き目下調査中なり。

調査員氏名

精神薄弱者收容所關係

松澤病院醫局員

醫學士 奥田三郎
醫學士 柴田農武夫

東京市補助學級關係

腦研究所員 醫學士 吉益脩夫
東京市技師 醫學士 勝野井輝美

(二) 優良家系調査要綱

一、優良家系としては社會的に見て優良者と見做すべき者を多數に輩出し郷土の誇として衆目の一致せる家系を撰定すること。

二、優良者の認定には學業成績、社會的地位、又は徳望、音樂、繪畫、文學等藝術の天稟、商業、工業等實業界に於ける成功、理學、工學、醫學等自然科學に於ける學殖、宗教、哲學又は道徳界に於ける令名、國家社會に對する獻身的功績其の他社會的價值標準によるものとす。

但父祖の權力、財力等の餘力を以て社會的に成功せる者に就ては其の本人の能力を觀察して充分豊かなる才能を有すと認められる場合に初めて優良者と判斷すべきものとす。

三、優良者は之を二階級に分ち普通人を相當に凌駕すると認められる者を「稍優秀なるもの」拔群に凌駕すると認められる者を「特に優秀なるもの」とす。

即ち前者は一般水準を超えたるものを謂ひ、後者は其の社會に於ける第一人者と目す可き者を指す事とす。

四、優良家系を撰定する最低標準としては其の家系に於て直系、傍系を通じ曾祖父母の代より今日迄に「特に優秀なるもの」二名以上、又は「稍優秀なるもの」三名以上輩出せることとす。

五、優良家系としては郷土に本籍を有し他地方又は他

都會に出て成功せるものを撰定するも可とす。

六、其の血族に犯罪者、反社會性者其の他社會より忌避される者を出したる家系は撰定せざることとす。

七、尙其の血族に遺傳性の精神病者、精神薄弱者（低能）、病的性格者及び其の他の惡性遺傳病者を出したる家系も撰定せざることとす。

但し遺傳性の判斷及び惡疾の認定は専門醫師に相談して決定するを要す。

從つて遺傳性と非遺傳性を問はず總べて精神身體に甚しき缺陷あるものを出したる家系は寧ろ撰定せざるを可とす。

八、優良家系圖の記載に當りては次の一般的記號を用ふること。

「常人」 男 □ 女 ◇
「稍、優良なるもの」 男 ■ 女 ◆
「特に優良なるもの」 男 ■ 女 ◆

然して其の記號の下に姓名、職業、年齢、死亡せるものにあつては死亡時の年齢及び死亡原因を出来るだけ明記し且其の人の傳記就中優良者に就いては其の長所及び業績を正確簡潔に記載すること。

然して夫婦は「」で結び同胞は出生順位で左から右に列舉し双生兒は「」で結合とすこと。

九、優良家系は追究し得る限り昔に遡り且出來るだけ廣く調査すること。

一〇、優良家系調査用紙は格別規定せざるを以て記載に便利な適當の用紙を選びて使用すること。

(三) 民族混血に關する研究

民族混血に關する研究調査の爲長崎醫大教授高瀬清

氏、同助教松田兼知氏及び京城帝大教授久保喜代二氏に之が調査を依頼す。

都市學會の不良住宅地區調査

都市學會は昭和十三年九月以降本邦不良住宅地區に關する調査研究を行つてゐるが、更に昭和十五年四月より該地區の實地調査を施行し、基本的資料の蒐集のため關係各方面の協力の下に東京市に於ける不良住宅地區を對象とし、左の調査項目によつて、社會學的、經濟學的、社會衛生學的、建築學的方面の諸部門より綜合的に、踏査研究を遂げその解決に資することになつた。

不良住宅地區調査項目 (要目)

- 一、地理的概観
- 二、歴史的概観
- 三、地區ノ建築學的状况
- 四、家屋狀況
- 五、戸數人口
 - 1 戸數
 - a 總戸數
 - b 不良住宅戸數
 - c 世帯數別戸數
 - d 居住人數別戸數
 - 2 世帯
 - a 職業別世帯數
 - b 家族數別世帯數
 - 3 人口
 - a 總人口
- 六、家族
 - 1 家族
 - a 家族數(家族名)
 - b 家族構成
 - c 配偶者の有無
 - d 教育程度
 - 2 居住
 - a 來住年月(居住期間)
 - b 來住後の世代數
 - c 來住前の居住地
 - d 出生地より現住地に來る迄の經路
 - e 居住狀態
 - 3 婚姻
 - a 現配偶者との婚姻年齡及夫婦の年齡差
 - b 婚姻回数
 - c 初婚年齡
 - d 最終婚年齡
 - e 法律婚、事實婚
 - f 同棲期間(全婚姻について)
- 七、職業
 - 1 主職業
 - 2 副職業
 - 3 職場
 - 4 職業上の所得
 - 5 出稼
- 八、經濟事情
- 九、交際
 - 1 保健衛生
 - 2 醫藥
 - 3 居室
- 4 人口動態
 - a 來往住人口(過去十年)
 - b 人口増減
 - c 出生、死亡
 - d 婚姻
 - e 出稼
 - f 定住率(性別、年齡別)
 - 5 戸數増減
- 5 家族
 - a 現配偶者との同棲期間
 - b 婚姻せる場所(各婚姻につき)
 - c 出生
 - d 出生
 - a 當地に於て出生せし總子女數及其生年月
 - b 當地に來住する前に出生せし總子女數及其生年月
 - c 現配偶者との間に出生せし子女數及其生年月
 - d 現配偶者との間の死産、早産、流産、妊娠中絶の回数
 - e 死産、早産、流産、妊娠中絶の理由
 - 5 死亡
 - a 死亡者の年齡及性別
 - b 死亡理由
 - c 病氣になつてから死ぬまでの期間(過去十年間)
 - d 乳兒死亡
 - e 幼兒死亡